

傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の見直しについて

1 現状と課題

本県では、平成21年10月の消防法改正をうけ、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、平成22年9月に「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」を策定し、平成23年4月から運用を開始しました。

実施基準の運用開始から約7年が経過したところですが、医療圈毎の体制や高齢化の進展等、傷病者の搬送及び受入れについては、様々な課題が残されているところです。

2 実施基準の見直しについて

（1）実施基準の見直し

実施基準については、策定にあたっての基本的な考え方において、「今後の調査分析結果を踏まえ、不斷の継続的な見直しを行うものとする」としていますが、平成25年7月の一部改正を最後に見直されていない状況です。傷病者の迅速かつ適切な搬送を行うには、搬送状況の調査分析を行い、傷病者の状況に応じた適切な搬送が行われるよう、実施基準の見直しを行うことが必要であり、今後、メディカルコントロール協議会を中心に、実施基準の継続的な見直しについて、検討していきたいと考えています。

（2）見直しの検討が必要な事項（例）

- ア 第2号基準（医療機関リストの修正）
- イ 第6号基準（30分ルールの改正等）
- ウ 第7号基準（防災ヘリの救急活動への使用に関する基準）

3 今後の見直しについて

実施基準については、現在の搬送状況の調査分析を行い、傷病者の状況に応じたより質の高い実施基準とする必要があることから、各地域メディカルコントロール協議会において、搬送状況の検証を行い、見直しを行うこととします。

また、第7号基準については、防災ヘリの救急活動時の運用体制を検討する場がなかったことから、平成29年12月に「救急活動に係るヘリコプターの活用に関する調整会議」を設置しており、その中で基準の見直しに向けた議論を行うこととします。